

## 障害者手当等のご案内

種類	対象	手当額と支給月	備考
<b>特別障害者手当</b>	20歳以上でおおむね次のいずれかの状態の人 ・身体障害者手帳1級～2級相当の障害が重複する人 ・身体障害者手帳1級相当で常時特別な介護が必要な人 ・療育手帳A相当で常時特別な介護が必要な人 ・精神障害で常時特別な介護が必要な人 ・内部障害等で日常生活上、絶対安静状態の人	月額27,980円	※施設等に入所中の人や、病院等に継続して3か月を超えて入院中の人は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
<b>障害児福祉手当</b>	20歳未満でおおむね次のいずれかの状態の人 ①身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の人 ②療育手帳A相当の人 ③精神障害、内部障害などで①②と同程度の障害のある人	月額15,220円	※施設等に入所中の人や、障害を支給事由とする年金を受け取ることができる人は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
<b>特別児童扶養手当</b>	身体又は精神に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人	月額 (1級) 53,700円 (2級) 35,760円	※子どもが施設等に入所中の場合や、障害を支給事由とする年金を受け取ることができる場合は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
<b>在宅重度心身障害者手当</b>	次の障害者手帳を取得している65歳未満の人(65歳未満で受給開始した人は65歳以上でも受けられます) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A・A ・精神障害者保健福祉手帳1級	月額5,000円	※施設等に入所中の人や、特別障害者手当・障害児福祉手当を受けている人は受けられません。 ※住民税が課税の人は支給停止となります。
<b>難病患者見舞金</b>	市内在住1年以上で、県から次の証書等を交付された人 ・指定難病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証 ・指定疾患医療受給者証 ・県単独指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	年額20,000円 年1回支給	※特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり老人等手当を受けている人は受けられません。

### ■共通事項

申・問 障害者福祉課 ☎21-1452 ☒24-6066

## STOP!高齢者虐待

### ～みんなで支える、みんなで守る～

高齢者虐待は、高齢者自身の介護状態の悪化や介護疲れ、取り巻く環境、人間関係などさまざまな要因が重なって生じます。高齢者や家族の中には「世間体があるから」等の理由で、声を出せずにひとりで抱え込んでしまう人も少なくありません。高齢者や家族を孤立させないために、地域の方のさりげない見守りや気づきが必要で、それが高齢者虐待の予防につながります。

地域のみなさんが今日からできる簡単な取組をご紹介します。

#### あいさつを交わす

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたら、

あいさつや声掛けを行い、地域から孤立させないようにしましょう。

#### 見守り

高齢者や介護をしている家族のまわりが変わった様子がないか、日頃からさりげなく見守りましょう。

虐待が疑われる又は異変を感じたりしたときには地域包括支援センターへご連絡ください。各地域には担当の地域包括支援センターがあります。守秘義務により、誰が連絡・相談したかが周囲に知られることはありません。本人だけでなく、家族からの相談も可能です。

☒ 高齢介護課 ☎22-7733 ☒22-7731

## 高齢者・福祉

### いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨ばたん圓と交換できます。

☒ 市内在住の65歳以上の人

#### ポイント付与期間

令和6年2月29日(木)まで  
※年度が変わると付与されたポイントは失効します。

#### ばたん圓交換申込期限

令和6年3月15日(金)まで  
※申込みは年度内1回に限ります。

対象事業	ページ
すまじゅうづくり教室	14
フラダンス教室	15
ファミリー歯科健診	19
市民健康増進センター教室	19
胃がん検診(集団)	19
乳がん検診(集団)	19
大人のための健康歯援プログラム	19
認知症検診	20
みんなきらめけ!! ハッピー体操	20
からだの衰え度チェック	21
いきいき生活教室	21

☒ 高齢介護課 ☎21-1406 ☒22-7731

## 子育て

### どならない!子育て練習講座(そだれん) 3日間コース

☒ 6月30日、7月7日・14日(金) 午前10時～正午

場 総合会館3階307会議室

☒ 市内に住む子育て中の人、市内で子育てに関わる人

定 10人(申込順)

☒ 言葉が通じるお子さんに、言葉で上手に伝えるしつけの方法を体験しながら学ぶ。

※生後6か月以上の託児あり(1週間前までに要予約)

申・問 6月1日(木)から電話で子育て支援課へ。

☎21-1446 ☒23-2239

## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

食費等の物価高騰による支出の増加の影響を考慮し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、特別給付金を支給します。

☒ 6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

☒ 次の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の人

①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要)  
※対象者には支給済み

②公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)

③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者相当になった人(要申請)

給付額 児童1人につき5万円

※既に子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の支給を受けている人は支給対象外

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☒23-2239

※詳細は市HPをご確認ください。

## 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

食費等の物価高騰による支出の増加の影響を考慮し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、特別給付金を支給します。

☒ 6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

☒ 次の①、②のいずれかに該当する人  
①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を受給した人(申請不要)

※対象者には支給済み

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当になった人(要申請)

給付額 児童1人につき5万円

※既に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けている人は支給対象外

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☒23-2239

※詳細は市HPをご確認ください。

## きらめきクラブ子育て支援事業参加者募集

今年度の子育て支援事業は各クラブを回り、開催します。

場所 問合せ	とき		
	親子でワッハッ! みんなでぎゅぎゅ		
きらめきクラブ	しんめい ☎24-3346	6月1日(木) 7月10日(月)	6月29日(木) 7月4日(火)
	からこ ☎23-1325	6月14日(水) 7月14日(金)	
	まつに ☎23-1361	6月21日(水) 7月5日(水)	
	いちのかわ ☎21-6480		6月7日(水) 7月12日(水)
	たかさか ☎31-2360		6月16日(金) 7月7日(金)

時間 午前10時～11時30分(施設準備のため午前10時以降の入室になります)

☒ 0歳～未就学児と保護者

☒ 市内在住の親子8組(先着順)

☒ 手遊び、体操、製作、読み聞かせなど

☒ クレヨン・カラーサインペン・はさみ・のり・セロハンテープ・両面テープ・レジャーシート(小サイズ)※製作の際に敷きます)

☒ 事前申込みは不要。当日クラブで受け付け。

☒ 保育課

☎21-1407 ☒23-2239

※当日は、開催クラブに問合せください。



きらめきクラブHP

## 児童手当・特例給付現況届の提出が必要な場合

児童手当・特例給付を受けている人は、6月に提出していた現況届の提出が令和4年度から原則不要ですが、受給継続のために現況届や継続申立書の提出が必要な人もいます。

現況届の提出が必要となる家庭には関係書類を送付しますので、6月23日(金)までに提出してください。提出がない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

#### 提出が必要な人

5月分以前から本市で児童手当・特例給付を受けている人で現況届の提出についてご案内が届いた人(6月以降市外への転出者を含みます)

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☒23-2239

※詳細は市HPをご確認ください。